

# カラオケボックスの皆さまへ 社会環境実態調査へのご協力をお願い

この調査は、青少年を取り巻く社会環境の健全化  
に役立てるために行う任意の調査です。ご理解、  
ご協力をお願いいたします。

神奈川県では、市町村や地域の青少年育成関係者と連携し、青少年の健全育成への影響が  
考えられる各種営業等の状況を把握するため、毎年度、店舗の皆さまのご協力をいただいて  
「社会環境実態調査」を行っています。

この調査の結果は、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組に役立ててまいりま  
すので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課】

調査期間 令和2年8月～11月（予定※）  
調査方法 行政職員が、電話、もしくは訪問の上、  
簡単な聞き取り等を行います。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年とは異なった対応となります。

調査をお願いする内容は次のような項目です

カラオケ  
ボックス

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 条例に基づく措置 | ・18歳未満の方の深夜立入制限の掲示をしているか |
| 業界の自主規制  | ・室内が見通せる大きさの窓があるか        |
|          | ・未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示があるか     |
| その他      | ・ドアに内鍵がついていないか           |
|          | ・たばこ・酒類の自動販売機が設置されていないか  |



この調査に関するお問合せは神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 [地域環境グループ]

TEL 045-210-3848(直)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12577.html>

(令和2年6月作成)

### ■ 神奈川県青少年保護育成条例

※この条例での「青少年」は、18歳未満(既婚者除く)の方をいいます。

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても、深夜(午後11時～午前4時)に青少年を立ち入らせてはいけません。【30万円以下の罰金】
- 入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。【10万円以下の罰金】
- 知事は、個室内の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェを、青少年に有害な施設として指定することができます。なお、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。

【6月以下の懲役又は30万円以下の罰金】



### ■ 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

※この条例での青少年は20歳未満の方をいいます。

- 青少年と思われる利用者から、たばこや酒類の注文を受けたときは、証明書(運転免許証、健康保険証など)の提示を求め、確認しなければなりません。
- たばこや酒類の自動販売機には、青少年が利用できないように成人識別装置をつけなければなりません。

神奈川県青少年保護育成条例により  
午後11時以降は、保護者同伴であっても  
18歳未満の方の入場をお断りします

表示例  
(推奨規格は、縦60cm、横15cm)

## よくあるご質問

Q. この調査を実施することについて、事前に周知はしていますか。

A. 県から業界団体を通じて、若しくは有害図書の例示通知と併せて店舗にご案内しておりますが、ご不明な点がありましたら、大変お手数ですが、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課の担当者にお問合せください。

Q. 調査する店舗はどのように決めるのですか。

A. どの業種を調査対象とするかについては、毎年度、青少年の利用状況や条例の施行状況等を踏まえて決めています。2年度は、カラオケボックス、書店です。